

別紙 1

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について

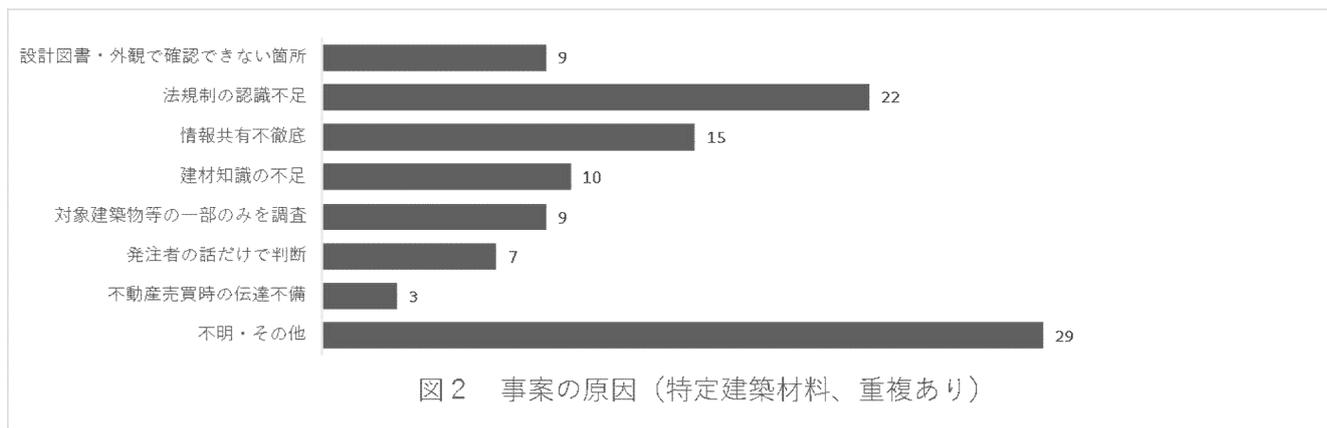
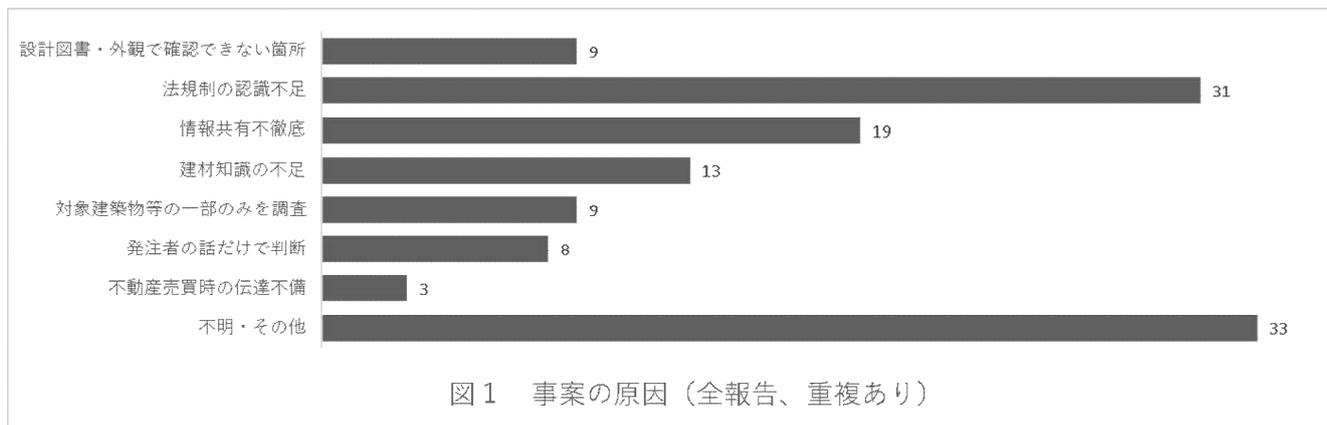
1 情報提供数

平成 26 年 6 月 1 日（改正大気汚染防止法施行日）以降に、事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案について、延べ 47 都道府県等から 106 件の事案の情報提供があった。（平成 28 年 3 月 31 日までの情報提供分）

106 件の事案のうち、特定建築材料に係る事案は 88 件あり、18 件は特定建築材料以外の石綿含有建材（レベル 3 建材）に係る事案であった。

2 発生原因

事案の発生原因を分析するため、発生原因について調査し、類型別に分類を行った（重複あり）。情報提供された 106 件の原因を図 1 に、そのうち特定建築材料に係る事案 88 件の原因を図 2 に示す。



特定建築材料に係る事案 88 件のうち、発注者や受注者の法規制の認識不足によるものは 22 件、発注者から受注者、元請業者から下請業者への伝達の不備や現場作業員への周知の不足など、情報共有の不徹底によるものは 15 件あった。情報共有の不徹底によるもののうち、発注者は石綿含有建材があることを把握していたにもかかわらず、これを受注者に的確に伝えなかったため発生した事案が 3 件あった。

建材知識の不足によるものは 10 件、対象建築物の一部のみを調査したことによるものは 9 件、設計図書・外観で確認できない箇所に石綿含有建材が存在したものは 9 件あった。不明・その他の中で

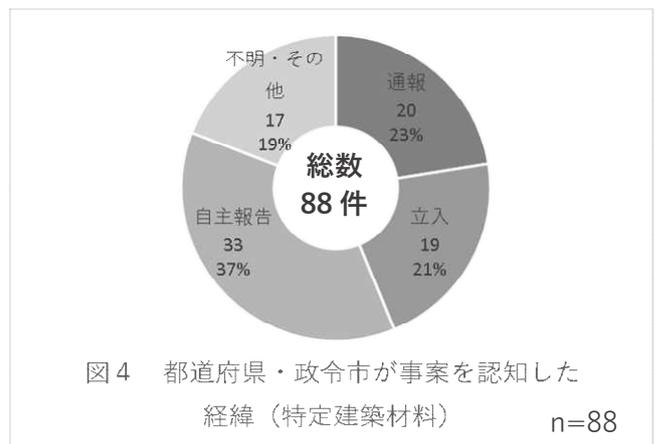
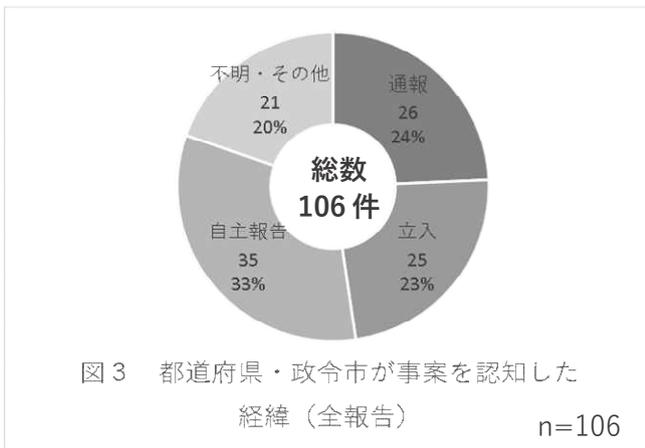
は、設計図書のみで判断したことが原因となった事案が3件あった一方で、設計図書には石綿含有建材が記載されていたにもかかわらず、設計図書の確認を十分に行わなかったり、設計図書の情報を無視したりしたことで発生した事案が3件あった。

発注者からの話のみで「石綿なし」と判断した事案は7件あった。

3 都道府県等が事案を認知した経緯

都道府県等による把握の状況を分析するため、都道府県が事案を認知した経緯について調査し、類型別に分類を行った。

情報提供された106件の内訳を図3に、そのうち特定建築材料に係る事案88件の内訳を図4に示す。



特定建築材料に係る事案88件のうち、立入検査により発覚したものが19件あった。このうち建設リサイクル法の届出情報に基づいて行われたものが1件、条例の届出情報に基づいて行われたものが5件、パトロール時に立入を行い発見されたものが4件、騒音苦情の立入検査の際に発見されたものが2件、建材の分析等の指導を行った後、確認のための立入検査を実施したことで発見されたものが3件あった。

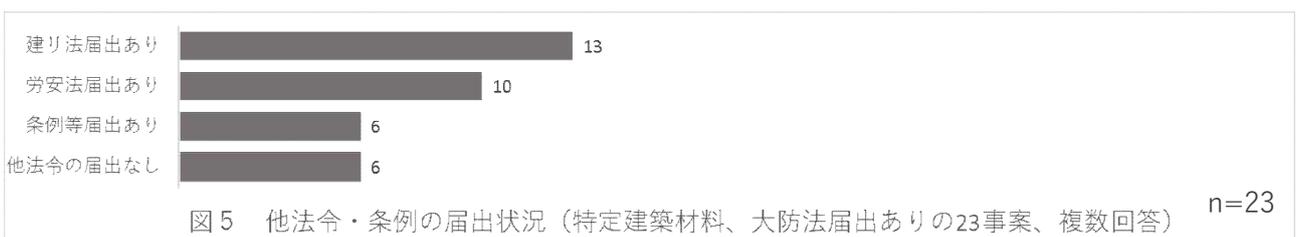
解体事業者等から自主的に報告されたものは33件あったが、事業者が認知してから数週間～数か月後に行政へ報告が行われた例が複数あり、この中には、行政への報告までの間、石綿飛散防止措置が適切に講じられていない例があった。

また、その他のうち、届出内容の確認（聴き取り）により発覚したものが2件あった。

4 事案発覚時点での届出状況

法令等による届出の状況を分析し、他の法令等の届出情報の活用の可能性を検討するため、法令等による届出の状況を調査した。

特定建築材料に係る事案の法令・条例の届出状況を、図5（大防法届出ありの23事案）及び図6（大防法届出なしの65事案）に示した。





大気汚染防止法の届出のなかった65件のうち、建設リサイクル法の届出が行われていた事案は35件あった。なお、このうち4件については、建設リサイクル法に基づく届出では「付着物（石綿）なし」とされていた。

また、騒音規制法、振動規制法、条例等に基づく届出が行われていた事案は7件あった。

5 都道府県等の対応

都道府県等の対応状況について分析するため、都道府県等の対応状況を調査し、類型別に分類を行った。

立入検査・報告徴収の実施、飛散防止措置等についての指導、命令等が行われているほか、事案の状況によっては、都道府県等が建材の分析や周辺環境の石綿大気濃度測定を行った例や、都道府県等による事案の公表や周辺住民への周知が行われた例があった。

また、事案発生後、類似事案の発生を防止するため、解体工事等の届出があった場合に石綿使用の有無をより確実に判断するための質問票を新たに作成し、窓口で活用する予定とした例があったほか、庁内や関係都道府県等との間で、事案に関する情報を共有したとの例があった。

自治体の対応の例（全報告、重複あり）

（「事案の概要」及び「自治体の対応」に記載された内容から）

- 立入検査（102件）
- 報告徴収（大防法、建り法又は条例の規定に基づくもの、任意の報告の求め）（25件）
- 口頭及び文書による指導（条例に基づく指導を含む）（106件）

【指導内容】

- ・飛散・ばく露防止措置（隔離養生、飛散防止剤の散布、立入禁止の措置等）
- ・飛散防止措置実施までの間の工事中断
- ・建材分析
- ・敷地境界等における大気濃度測定
- ・周辺住民への周知
- ・大気汚染防止法、条例に基づく届出の提出 など

- 条例等に基づく勧告（2件）
- 作業基準適合命令（1件）
- 一時停止命令（1件）
- 告発（1件）
- 建材の分析（5件）
- 石綿大気濃度測定（13件）
- 住民への周知（3件）
- 公表（2件）

n=106

※代表的な事例等について参考添付する。